

マル得ニュース KOBAYASHI

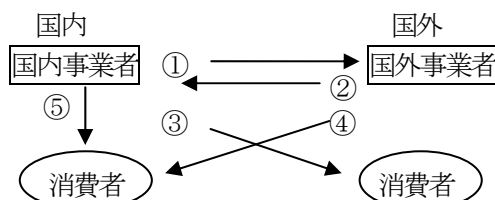
〒321-0968 栃木県宇都宮市中今泉 4 丁目 30 番 8 号 小林会計事務所

国境を越えた役務提供に対する消費税

平成27年度税制改正において、国外事業者がインターネットを通じて海外から国内に配信する電子書籍・音楽・広告などの電子商取引に消費税が課税されます（平成27年10月1日施行）。

1. 内外判定基準の見直し

電子書籍・音楽・広告の配信などの電機通信回線（インターネット等）を介して行われる役務の提供を「電気通信利用役務の提供」と位置付け、内外判定基準を役務の提供を行う者の事務所等の所在地から「役務の提供を受ける者の住所地等」に見直されました。



取引	改正前	改正後
①	国内取引：課税	国外取引：不課税
②	国外取引：不課税	国内取引：課税
③	国内取引：課税	国外取引：不課税
④	国外取引：不課税	国内取引：課税
⑤	国内取引：課税	国内取引：課税

※ 改正前の取引①及び③は、輸出証明書の保存などの所定の要件を満たすことで輸出免税の対象となります。

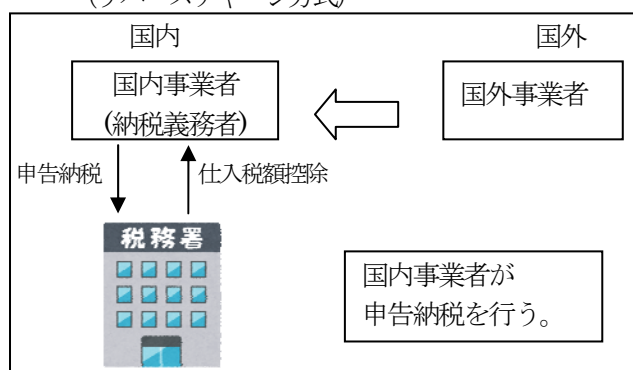
※ 「電気通信利用役務の提供」を国外に住所地等がある者へ提供している場合、改正後は国外取引として不課税となります。

2. サービス提供者が国外事業者である場合の課税方式

(1) 課税方式の概要

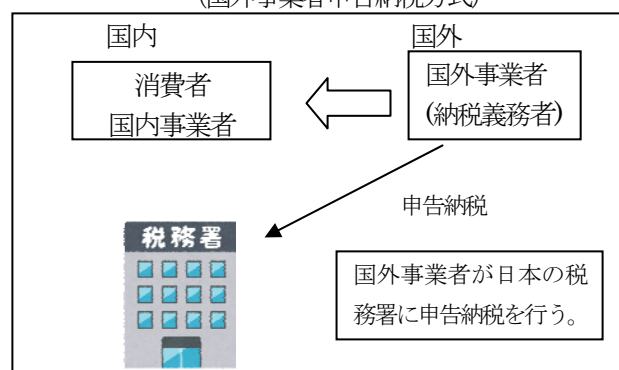
〈事業者向け取引に係る課税方式〉

(リバースチャージ方式)



〈消費者向け取引に係る課税方式〉

(国外事業者申告納税方式)



(2) 留意点

- 事業者向けの取引とは、サービスの性質や取引条件等から、サービスの受け手が通常事業者に限られる取引（広告配信等）を、消費者向けの取引とは、それ以外の取引（電子書籍や音楽の配信等）を指します。
- 課税売上割合が95%以上の事業者や簡易課税事業者等については、事業者の事務負担に配慮する観点から、リバースチャージ対象取引は申告対象から除外されます。
- 事業者が、国外事業者から消費者向けサービスの提供を受けた場合において、当該国外事業者が「登録国外事業者」に該当するときは、仕入税額控除が認められることとなります。
- これらの改正は所要の経過措置が設けられているので、ご注意ください。